

Ⅲ潤いと快適な居住環境のまちづくり

1) 土地利用

現 況

- ◇設楽町の総面積27,396haの土地利用状況は、森林24,867ha(90.8%)、農用地983ha(3.6%)、道路720ha(2.6%)、宅地179ha(0.7%)の順となっています。
- ◇森林以外の土地利用では、市街地的な宅地は田口地区に多く、その他の地域は主に農用地として活用されています。
- ◇町内に点在する遊休地や耕作放棄地の効果的な活用が求められています。
- ◇生活の基盤づくりの土地利用として、道路整備の推進と宅地の造成が望まれます。
- ◇不在地主が増えていて、土地の境界が不明確になっています。

課 題

- ◇適正な土地利用
- ◇宅地の整備
- ◇地籍の確定

◆施策目標◆

項 目	現 状	目 標 (H28)
地 籍 調 査	0.29km ²	2.22km ²

施 策

- (1) 地域の特性に合った土地利用
 - それぞれの地域に適した土地利用となるように基本構想に示すゾーニングに沿った土地利用を進めていきます。
- (2) 宅地造成の検討
 - 若者定住の促進や田舎暮らし希望者の受け入れ、設楽ダムによる水没住民への対応等、各種ニーズに即した宅地造成や公有地売却制度を検討・実施します。
- (3) 地籍調査の推進
 - 適正な土地の運用及び維持管理に資するため、地籍調査を実施します。
 - 関係機関に対して事業進捗の促進について要望します。
- (4) 適正な土地開発
 - 土地開発に関しては環境に配慮し、自然と調和した土地利用に留意します。

2) 道路網の整備

現 況

【国・県道】

- ◇設楽町の国・県道の体系は、一般国道257号・420号・473号、主要地方道4路線、一般県道10路線が都市地域及び近隣市町村や町内の集落を結び、地域発展に大きな役割を担っています。
- ◇新東名高速道路及び三遠南信自動車道の建設が進むなか、これらの道路へのアクセス

の向上、安全性・利便性の一層の向上等、広域幹線道路網の早急な整備が必要です。

【町 道】

- ◇町道の整備状況は、平成23年4月現在で324路線、全長310.0kmで、改良率は61%、舗装率は82%となっています。
- ◇生活基盤となっている幹線町道や身近な生活道路の未改良・未舗装部分を計画的に整備する必要があります。
- ◇高齢社会の到来で、交通安全面及び福祉面等に配慮した道路整備が求められています。

課 題

【国・県道】

- ◇幹線道路の整備による道路体系の確立
- ◇広域幹線道路網の整備の促進
- ◇設楽ダム事業にかかる関連道路の整備

【町 道】

- ◇生活基盤である幹線町道の計画的な整備
- ◇町道の未改良及び未舗装部分の整備
- ◇交通安全施設の整備
- ◇環境や福祉等に配慮した道づくり
- ◇設楽ダム事業にかかる地域振興を図るための道路整備

◆施策目標◆

項 目	現 状	目 標 (H28)
町道の改良率	61%	62%
町道の舗装率	82%	84%
橋梁長寿命化維持修繕	—	策定計画・修繕実施

施 策

【国・県道】

(1) 関係機関への整備要望

- 住民の生活圏は多様化・広範化し、道路整備の必要性は、より一層高まっており、一般国道、主要地方道、一般県道等の改良整備を関係機関に積極的に働きかけます。
- 新東名高速道路、三遠南信自動車道等の早期整備と、三河東美濃連絡道路の計画推進を関係機関に働きかけます。
- 都市地域間との流通を促進し、三河山間地域の活性化につなげるため、幹線道路の整備を県に要望していきます。

【町 道】

(1) 計画的な道路整備

- 日常生活に密着した道路の整備を図るため、利用度の高い路線を調査し計画的に整備を進めます。

- 町道の県代行事業が着実に推進されるよう、県に積極的に働きかけます。
- 町道の未改良・未舗装部分の整備を図り、改良率・舗装率の向上に努めます。
- 設楽ダム事業により影響を受ける地域の振興を図るための道路整備を進めていきます。

(2) 適正な維持管理

- 町道の適切な維持管理に努め、住み良い生活環境づくりを目指します。
- 老朽化した橋梁を計画的に修繕し、安全な道づくりを目指します。

(3) 環境や高齢者、障害者等に配慮した道路整備

- 道路施設のユニバーサルデザイン(※)化及び歩道や防護柵の設置等により、子ども及び高齢者、障害者でも利用しやすい道路整備を目指します。
- リサイクル材を積極的に活用し、環境に配慮した道路整備を実施します。

(※高齢者、子ども、障害者など、どんな方にも利用しやすいよう配慮された形式)

3) 公共交通の確保

現 況

- ◇設楽町の公共交通機関は、平成23年4月現在、豊橋鉄道が2路線、町営バスが4路線、スクールバスが7路線あり、住民の足として貴重な交通手段となっています。
- ◇高齢者や小・中学生等の交通弱者にとって、公共的な交通手段の維持・存続は欠かすことができません。
- ◇町営バスについては利用者が少なく、また、豊橋鉄道が運行している路線は、運行維持のため国・県・町の補助に頼っており、総合的な見直しを行う必要があります。

課 題

- ◇安定した運行体制の継続・維持
- ◇利便性を考慮した運行体制の見直し
- ◇公共交通の広域的な見直し

◆施策目標◆

項 目	現 状	目 標 (H28)
公共交通の総合的な見直し	—	平成26年度までに

施 策

(1) 運行体制の見直し

- 車の運転が困難な高齢者や通学で利用する学生等、交通弱者の足の確保のため総合的な交通体系の見直しを行います。

(2) 基幹バス路線の確保

- 既存の基幹バス路線への補助制度の適用を維持しながら経営努力を促し、必要に応じ運行主体の見直し等を行い、基幹バス路線の継続・維持を図ります。

(3) 町営バスの運行強化

- 町内の集落間を結ぶ路線として、町営バスの運行体制の強化を図り、利便性を高め、「住民の足」の確保に努めます。

(4) スクールバスの運行

○遠距離通学の児童・生徒の利便性を考えるとともに、安全で安心なスクールバスの運行に努めます。

4) 上下水道の整備

現 況

【上水道】

- ◇平成22年度末現在の水道普及率は、97%となっています。
- ◇田口簡易水道の水道管が老朽化しています。
- ◇水道料金が簡易水道施設ごとに異なっています。
- ◇維持管理の充実により、安定給水の確保に努めています。

【污水处理】

- ◇平成22年度末現在の下水道（農業集落排水施設）の普及率は、41%となっています。
- ◇名倉地区、津具地区は農業集落排水施設が整備されています。
- ◇平成22年度末現在の名倉地区農業集落排水施設の水洗化率は84%、津具地区農業集落排水施設の水洗化率は80%となっています。
- ◇田口・清田地区の生活雑排水について最適な処理方法を検討中です。

課 題

【上水道】

- ◇未普及地域の解消
- ◇生活様式の変化等に対応した安定供給
- ◇水道管の老朽化の解消
- ◇水道料金の違いによる不公平感の解消

【污水处理】

- ◇最適な生活雑排水の処理方法について検討、推進
- ◇農業集落排水施設の適切かつ効率的な維持管理
- ◇下水道（農業集落排水施設）資源（余剰汚泥・処理水）の有効活用

◆施策目標◆

項 目	現 況	目 標 (H28)
生活雑排水処理施設の整備	検討作業中	平成25年度着手
農業集落排水施設名倉地区の水洗化率	84%	90%
農業集落排水施設津具地区の水洗化率	80%	85%
上水道施設の更新	平成22年度着手	清嶺、豊邦、名倉、津具地区の完了

施 策

【上水道】

(1) 未普及地域対策

○沖駒地区、裏谷地区、西川地区、竹島地区の水道普及を目指して、飲料水安定確

保対策事業を推進します。

(2) 水道料金の格差是正

○各簡易水道で料金体系が違い、住民に不公平が生じているため、平成25年度を目途に料金の統一を図ります。

(3) 安定供給の確保

○地震や大雨等の災害に強い給水施設の整備を図ります。

○田口簡易水道の老朽管の布設替えを推進します。

○生活雑排水施設の普及による水道使用量増加や生活様式の変化に対応した給水施設の整備を図ります。

【汚水処理】

(1) 生活雑排水処理施設の整備

○居住区域における快適な生活環境の確保と、水源地域である設楽町の小水路や河川等の水質保全を図るため、最適な処理方法について検討、推進します。

(2) 下水道（農業集落排水施設）事業の充実

○水質保全を図るため、施設の適正な維持管理を行い、汚水処理経費の節減、汚泥の有効利用を図ります。

5) 住宅・公園・コミュニティ施設の整備

現 況

【住 宅】

◇町内で住宅建設を希望する住民にとっては、平坦地が少なく宅地の供給もほとんどないことや、近隣の市町村に比べ地価に割高感があることから、住宅用地の取得が困難になっています。

◇平成23年9月現在、16団地130戸の町営住宅を管理しています。

【公 園】

◇住宅周辺に公園がありません。

◇児童館及び保育園周辺の整備が十分ではありません。

【コミュニティ施設】

◇高齢化により地域コミュニティの活動や維持が困難になりつつあります。

課 題

【住 宅】

◇住宅用地の確保

◇昭和30年代築の町営住宅の建替等、早急な整備

◇町営住宅用地の確保（面積確保・土地の価格）

◇高齢者にも配慮した住宅の整備

◇単身者住宅の不足（平成23年度現在の単身者住宅8戸）

【公 園】

◇憩い、子育て、放課後における児童等の遊びの場として機能する公園の設置

【コミュニティ施設】

◇コミュニティ活動のための場の確保

◆施策目標◆

項 目	現 況	目 標 (H28)
町営住宅の建設	—	20戸

施 策

【住 宅】

(1) 住宅用地の確保

○宅地の造成を検討します。

(2) 町営住宅の整備

○ユニバーサルデザイン住宅の建設を実施します。

○耐震性の乏しい耐用年数超過の町営住宅を取り壊し、新しい住宅の整備を実施します。

【公 園】

(1) 公園の整備

○児童館等の建替え時に公園機能も含める施設にする等、福祉部門と協力しながら検討します。

【コミュニティ施設】

(1) コミュニティ活動のための場の充実

○町有施設の利活用や集会場における活動のための整備等に対する支援によりコミュニティ活動を行う場の充実を図ります。

6) 消防・防災・防犯体制の充実

現 況

【消防対策】

◇平成23年4月1日現在、消防団の団員数は253名で、ポンプ車5台、小型動力ポンプ付積載車20台を、役場特設隊は隊員数29名で、救助資機材搭載型の小型動力ポンプ付積載車1台を保有しています。小型動力ポンプ付積載車及びポンプ自動車の大半は、取得してから10年以上経過し老朽化しています。

◇平成21年度から消防団地域支援団員制度を導入し、消防団OBの入団により団員数は確保できましたが基本団員は減少しています。

◇防火水槽・屋外消火栓については逐次整備が進められていますが、水利が十分確保されていない地域もあります。

◇平成23年4月1日現在、名倉・田口・津具地区の3ヵ所にヘリポートが整備されています。このうち田口ヘリポートと津具ヘリポートは24時間対応のヘリポートとなっています。そのほかに離発着可能なオープンスペースが6ヶ所あります。

【防災・災害対策】

◇災害に備えるため自主防災組織の設立を推進し、平成21年度までにすべての行政区で

自主防災会が設立されました。また、平成22年度までにすべての自主防災会へ救助資機材の配備を完了しました。

- ◇一部の木造避難所については施設が老朽化しており、地震等で倒壊する恐れがあります。
- ◇自然災害を未然に防ぐため、県事業として治山・治水・急傾斜地等の対策が順次進められていますが、未整備の危険箇所もあり早急な対策が望まれています。
- ◇防災行政無線の整備統合、デジタル化を実施しました。

【防犯対策】

- ◇安全なまちづくり条例に基づいて、名倉地区に自主防犯組織が設立されています。
- ◇防犯協会が主体となり、防犯パトロールや防犯啓発活動等を実施しています。
- ◇広報したら及び防災行政無線を活用し防犯に関する情報を提供しています。

課 題

【消防対策】

- ◇消防団基本団員減少に伴う消防力低下への対策
- ◇小型動力ポンプ付積載車及びポンプ自動車の老朽化
- ◇常備消防体制の充実

【防災・災害対策】

- ◇防災力の向上
- ◇避難所及び地区集会所、一般建築物等の耐震化
- ◇緊急輸送道路沿線の建築物の耐震化の推進

【防犯対策】

- ◇防犯意識の向上と犯罪等の未然防止

◆施策目標◆

項 目	現 状	目 標 (H28)
設楽町防災計画の見直し	—	平成24年度

施 策

【消防対策】

- (1) 消防力の強化
 - 小型動力ポンプ付積載車及びポンプ自動車の更新、防火水槽・屋外消火栓の整備を計画的に実施します。
- (2) 消防団活動の活性化
 - 消防団員の処遇改善・消防団活動の活性化に努めるとともに、新城市消防署設楽分署と消防団との連携を強化します。
 - 昼間の有事に備えるため役場消防特設隊の強化を図るとともに、基本団員の減少に伴う消防力の低下を地域支援団員により補っていきます。
- (3) 救急体制の充実
 - 新城市消防署設楽分署への高規格救急車の充実、救急救命士の充実を要望すると

ともに、AED（自動体外式除細動器）の町内施設への配備を拡充し、救急体制の一層の充実を図ります。

○多様な救急業務に対応するため、救急ヘリコプターの活用など広域的な救急体制の整備の充実を図ります。

【防災・災害対策】

(1) 防災訓練の実施及び防災意識の高揚

○地震を想定した防災訓練を実施し、住民参加の避難訓練、初期消火訓練等を通じて防災意識の高揚に努めます。

○全行政区に設立された自主防災組織の防災力向上を支援します。

(2) 避難場所の整備

○避難所の耐震診断を実施し、強度不足の避難所については耐震改修を実施します。

○避難所に指定した地区集会所の耐震診断・耐震改修について支援します。

(3) 防災無線の運用

○平成18年度から平成19年度にかけて更新した防災行政無線の効果的な運用を実施します。

(4) 木造住宅の地震対策

○昭和56年5月31日以前に建設された民間木造住宅の耐震診断事業を推進し、耐震診断の結果、倒壊の危険のある住宅については所有者に対して耐震改修を働きかけます。

(5) 自然災害対策に対する要望

○自然災害対策については、自然環境に配慮した砂防事業、河川浚渫工事、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の促進を県に対して積極的に要望します。

【防犯対策】

(1) 防犯体制の整備

○警察署や防犯協会等と連携し、自主的な地域安全活動を推進します。

(2) 防犯灯の整備

○防犯灯等防犯施設の整備を進め、犯罪のない明るい地域社会の形成を目指します（防犯灯の設置数 50基/5年間）。

7) 情報・通信基盤の整備

現 況

◇高度情報化社会が進展する中で、都市部との情報通信基盤の整備に格差が広がっています。

◇採算性の問題等により、情報通信事業者がこの地域に参入しにくい現状となっています。

◇行政、防災、教育、医療等、幅広い分野で、より高度な情報通信環境へのニーズが高まっています。

◇電子自治体の有効活用による行政の効率化が求められています。

課 題

◇三河山間地域の実情に即した、情報通信基盤の構築手法の検証・整備

◇電子自治体のさらなる進展

◆施策目標◆

項目	現 状	目 標 (H28)
公共施設等への公衆無線LANの設置	—	5ヶ所

施 策

(1) 情報通信基盤の整備

○防災・生活・観光等幅広い分野において北設情報ネットワークを活用した行政サービスの充実について検討を行います。

(2) 電子自治体の推進

○電子自治体の進展に的確に対応し、電子申請を活用した行政手続手法等の充実に努めます。

○システムの利便性の向上や費用削減のために、クラウド・コンピューティング(※)の導入について検討します。

(※ネットワークを介して多様なパソコン端末からシステムを利用できるサービス)

8) 役場本庁舎の建設

現 況

◇現在の本庁舎は、昭和33年に建設されてから50年以上経過しています。その間、事務室や書庫の増改築を行ってきましたが、OA機器の増設に伴い事務室が手狭となり、経年による壁面のひび割れ、雨漏り等が発生し、老朽化が進行しています。

◇耐震診断を行った結果、耐震構造となっていません。

◇車の利用者が多くなり、会議開催時には、駐車スペースが不足しています。

課 題

◇大規模な地震が発生した場合における、災害対策本部としての機能欠如

◇駐車スペースの確保

◇ユニバーサルデザインへの配慮

◇現庁舎跡地の有効利用

◆施策目標◆

項目	現 状	目 標 (H28)
新設楽町役場本庁舎の建設	—	平成25年度

施 策

(1) 本庁舎の建設

○町民が利用しやすいユニバーサルデザインを配慮した構造で、災害時の拠点施設としても機能を有した庁舎を建設します。

○子育て支援センター、町民図書館等の施設と庁舎を隣接して建設し、効率的な業務の推進を図ります。

○現庁舎跡地の有効的な利用を検討します。